

深堀小学校いじめ防止基本方針

『いじめは人間として絶対に許されない』との認識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。

- いじめは絶対に許さないという強い意志を学校全体で共有させる。
- 児童一人一人の自己有用感、所属感を高める教育活動を行う。
- 自他の生命及び人権を尊重する豊かな人間関係を育成する。
- いじめを早期に発見するために、観察やアンケート等の情報収集を多極的に行う。
- いじめの解決のために、学校や保護者・地域、関連機関と連携し、チームで対応する。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※ いじめ防止対策推進法 第2条第1項

※「いじめの定義」

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

【めざす子ども像】

すすんで学ぶ子
たくましくやり抜く子
あかるく素直な子

いじめ対策委員会 ※調査組織

※「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

○ 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、低・中・高学年代表担任、養護教諭等

市教育委員会

指導主事、SC、SSW 等
学校評議員、児童委員
関係機関

育友会・地域との連携

- 様々な学校・育友会・地域行事等を通して、情報交換を行い、育友会や地域との絆を深める。

小中連携

- 情報共有

関係機関との連携

- 日頃から連絡を取り、情報交換を行うとともに、定期的に学校訪問を依頼し、指導助言を受け、日頃の指導改善に生かす。

児童会

- 年間を通し、いじめや人権に関わる議題を設定し、未然防止運動等の自主的・自発的な取組を行う。

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
 - ・校内指導体制の確立
 - ・自他の生命を尊重する人権意識の醸成
 - ・道徳教育・人権教育の充実
 - ・「分かる・できる」授業の展開
 - ・家庭、地域、関係機関との連携

いじめの早期発見

- ※「いじめの定義①～④」に照らして事案を判断する。
- 児童のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応する。
 - ・教職員による観察と情報交換
 - ・保護者や地域住民等、関係する大人からの情報収集
 - ・児童へのアンケート及び面談
 - ・教育相談の充実と周知
- ※「いじめの芽」「いじめの予兆」も「いじめ」と捉える。

いじめに対する措置

- ※「いじめの定義」に照らし、いじめに該当したら組織で認知し対応する。
- 「いじめ対策委員会」がいじめとして対応すべき事案かを判断し、いじめと判断した場合は直ちに対応する。スクールソーシャルワーカー等関係機関等と連携し、課題の解消及び早期の立ち直り支援に努める。
 - ・いじめの相談、発見の報告を受け、関係者から事実関係の聞き取り等を行う。
 - ・被害児童を守り、加害児童に関しては直ちにいじめをやめさせる。
 - ・被害児童及び保護者に寄り添い、心のケアに努める。
 - ・加害児童及び保護者へは、毅然とした対応をしながらも、心の問題としてその状況や原因の把握を行い、解決解消の支援を行う。
 - ・完全な解消解決に至るまで、継続的に見守り、二度と発生しないような集団作りを行う。

いじめ重大事態への対処

「長崎市いじめ防止基本方針」に則り、学校は長崎市教育委員会へ認知後に発生報告をする。

市教委による調査 (調査を要する重大事態例)	○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合 ○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合 ○その他
調査結果の報告・提供	学校→市教委→市長

※「いじめ対策委員会」で事実関係を調査し、事後対応・再発防止にあたる。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告



- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

※調査組織



- 「いじめ対策委員会」で関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。調査内容は書面で取りまとめる。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- 必要な情報については適切に提供する。

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのサイン発見シート

※心配なことは学校へ相談を

○朝（登校前）

- ☐ 朝、起きてこない ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる ☐ 遅刻や早退が増えた
☐ 食欲が無くなったり、だまって食べたりするようになる

○夕（下校後）

- ☐ ケータイ電話やメールの発信音におびえる ☐ 勉強しなくなる。集中力がない
☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりしている
☐ 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない
☐ 遊びの中で笑われたり、からかわれたり、命令されている

○夜（就寝前）

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった ☐ ささいなことでいらいらしたり、物にあたったりする
☐ 学校や友だちの話題が減った ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた
☐ パソコンやスマホをいつも気にしている ☐ 理由をはっきり言わないあざや傷がある

○夜間（就寝後）

- ☐ 寝付きが悪かったり、夜眠れなくなったりする日が続く ☐ 学校で使う物がなくなったり、壊れている
☐ 教科書やノートに嫌がらせの落書きがされたり破られたりしている ☐ 服が汚れたり破られたりしている

令和7年度 学校における年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	いじめ防止基本方針の確認・周知	10月	育友会と連携した研修会の実施
5月	民生委員との情報交換会	12月	人権集会の実施
6月	教育週間（道徳の授業参観実施）	3月	いじめ防止基本方針の見直し
8月	いじめ事例の研修と情報交換 平和集会の実施	通年	- 毎週金曜日に「子どもを語る会」の実施 - 随時教育相談等の実施 - いじめアンケートの実施と検証、いじめ対策委員会（毎月）

【様々な相談機関】

相 談 機 関	電話番号	相 談 機 関	電話番号
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275	長崎市こども相談センター	095-829-1122
子ども・家庭110番	095-844-1117	長崎いのちの電話	095-842-4343
こどもの人権110番	0120-007-110	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
長崎市こども・子育て イーカオ相談	095-822-3725	長崎こども・女性・障害者 支援センター	095-844-6166
長崎子ども・若者総合相談 センター（ゆめおす）	095-824-6325	長崎県警察本部ヤングテレ ホン	0120-786714